

## 新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う 中小企業向け支援事業のご案内（東川町）

東川町では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、令和2年3月16日より利子及び保証料を全額補給する「新型コロナウイルス緊急対応支援事業」を開始します。

### 1 支援事業の概要

制 度 名	新型コロナウイルス緊急対応支援事業
支 援 概 要	新型コロナウイルス関連の国、北海道、金融機関等から事業資金（運転資金）の融資を受けた場合の信用保証料及び融資利子の全額補給。
支 援 対 象 者	新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的または間接的な影響を受けている東川町内の中小企業者等。
支援対象内容	① 北海道信用保証協会への信用保証料の全額補給。 ② 金融機関等から事業資金（運転資金）の融資を受けた場合の融資利子の全額補給。 ※融資金額、融資期間、融資利率、担保及び償還方法、信用保証料等は取扱金融機関等の定めるところによります。
受付相談窓口	東川町商工会 電話 0166-82-2750
役 場 担 当	東川町産業振興課商工観光振興室 電話 0166-82-2111（内線 132）

### 2 お申込み方法

支援事業を希望される場合は、別記様式3及び別記様式4（東川町商工会にあります）に必要事項を記載し、各金融機関等に提出した新型コロナウイルス関連の融資に係る申請書類の写し等必要書類を添えて、東川町商工会へお申込みください。